

「所有と経営の分離」の現代性

安田, 均
山形大学人文社会科学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4491715>

出版情報 : 経済学研究. 55 (3), pp.173-194, 1989-12-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

「所有と経営の分離」の現代性

安 田 均

目 次

1. はじめに
2. 問題の所在—所有権の分節化—
3. 私的所有権の近代性—観念性・絶対性—
4. 株式会社の過渡的性格
5. 株式所有の本質
6. むすびに代えて

1. はじめに

こんにち巨大株式会社がいわゆる「所有と経営の分離」現象を展開していることは周知のとおりである。資本主義の終焉が主張される所以でもある。これに対しては、一方で「所有に基づく支配」の貫徹が主張され（所有論アプローチ）、他方で資本機能を担う者＝資本家という見地から資本による支配の貫徹が主張されている（機能論アプローチ）。ここでは論争の細部にまで立ち入らない¹⁾。ただ、次の点はここで確認しておいても良さそうである。すなわち、こんにちでは所有論アプローチにおいても「会社それ自体」による所有、あるいは法人による株式の相互持ち合いによる経営者の相互承認という迂路を経ないかぎり、「所有に基づく支配」を説きえなくなっている。

また、松井和夫『現代アメリカ金融資本研究

1) 例えば、松尾秀雄『所有と経営の経済理論』第1章参照。

序説』によれば、巨大産業企業と巨大金融機関との間の株式所有に関する議会報告を契機に活発化したアメリカにおける研究も、焦点は次第に、単なる株式所有関係に止まらず、重役兼任関係や融資関係や日常の取引関係に広がっている。株式所有は株式会社の支配を規定する諸要因の1つにすぎなくなっているかのようである。

このような状況——従来の所有観と現実とのミスマッチ——はなにも資本主義社会にかぎらない。社会主義社会においても同様のことがいえる。国家所有による計画経済がなかなかうまく機能しないこと（もの不足、行列、インフレ）、国家所有とは別のあり方を模索する労働者自主管理も必ずしも期待通りの成果を収めていないこと（インフレ）、また国家所有の外部に、私的所有につながる商品交換、商品生産が存在していること、しかも今日では、商品交換、商品生産の導入がどちらの路線においてもいっそう促進されつつあること、すべて周知の事実である。

このような状況は、現存社会をいまなお資本主義社会や社会主義社会と呼ぶうるとすれば、それらにとってなにを意味するのであろうか？

本稿ではこのような問題意識から「所有と経営の分離」の今日性を探ってゆきたい、と思う。

なお、文中の引用に際しては、論者名とページ数のみを記し、詳細は末尾に一括して示した（雑誌掲載論文が後に編著書に収められている

場合には、後者のページ数を記した)。

2. 問題の所在——所有権の分節化——

吉田民人「資本主義・社会主義パラダイムの終焉——所有論の再建を求めて——」は、上に記したような現状を前にして、資本主義・社会主義パラダイムが終焉を迎えつつあるという問題意識から、所有理論の再構築を図ったものである。まず、マルクス主義の呪縛から逃れるためにマルクス主義の基本概念——私的所有、商品、労働力商品化、利潤、搾取、階級——を再検討し、然る後に新たな所有規定（超歴史的一般的規定）を試みている。

マルクス主義の基本概念に対する吉田の批判は多岐に亘るが、一言でいえば、こんにちでは資本主義社会においても社会主義社会においても、所有は従来考えられていたような包括性を失っており、したがって包括的所有を前提にした資本主義・社会主義というパラダイムはすでに終焉したのではないか、というものである。

もう少し敷衍してみる。吉田によれば、「私的所有」概念は、従来、3つの意味で用いられてきた、という。

まず第1に、私的所有は、1つの社会システムあるいは社会構成体において、全体的な主体ではなく部分的な主体が所有者であるという状態、と理解されてきた。したがって、この意味での私的所有の廃絶とは、部分主体による所有を廃絶して、全体主体による所有を確立するということになる。しかしながら、なにが部分主体で、なにが全体主体かの判定は困難である。所有主体には、個人、家族にはじまって共同体、国家、国家連合、あるいは人類そのものまで、さまざまなレベルやスケールのものが存在し

ており、どこまでが部分主体で、どこからが全体主体かは一義的には決められない。

第2に、私的所有は直接的生産者が自らの労働と労働生産物を自らの意思で制御していない状態、一般化すれば、決定疎外型の集団所有だと理解されてきた。しかし、決定面から見れば、ソ連は先の第1の意味での私的所有を廃止してはいても、この第2の意味の私的所有を廃絶してはいる。また、ユーゴスラヴィア型の労働者自主管理所有はこの意味での私的所有を廃止してはいても、第1の意味の私的所有を廃絶してはいることになる。

第3に、私的所有は、他人労働の収奪に基づく所有とも理解されている。

吉田によれば、以上3つの意味の私的所有が無自覚なままに一体化されてきたが、こんにちこの3つの私的所有が相互に独立であることは明らかだ。ユーゴや労働者参加型の資本主義は第1の私的所有の下で第2の私的所有を廃絶しようという努力だ。また、資本主義の下で投資決定等あらゆる経済的意思決定に労働者が直接・間接に参加したとしても、配当カテゴリーが残存するかぎり、第3の私的所有が存在することになる。あるいはソ連型社会主義は、第2の私的所有の下で第3の私的所有の廃絶を目指している、ともいえる。つまり、第2の私的所有と第3の私的所有も相互に独立だ。とすれば、「私的所有の三位一体説」は崩壊していることになるし、さらに、この「私的所有の三位一体説」——包括的所有観——を前提にした「私的所有としての資本主義」と「私的所有の廃絶としての社会主義」という体制パラダイムは、私的所有をどの意味に解するかによって、全く別個のものに成りうるのであって、決して堅固な基準ではなくなる。

マルクス主義の私的所有概念の検討の末、吉田は独自の所有論の構築を試みる。

社会構造論的範疇としての所有¹⁾を、まず物質的・精神的な生産・交通・消費における客体への関係行為の可能性²⁾と規定したうえで、所有を実行面ではなく決定面に重点をおいて捉えようとする。たとえば、所有概念は主体、客体、内容の3つの側面から検討されるが、ここにいる「所有内容」とは、所有客体に対する「関係行為に関する自立的・実効的な意思決定の可能性の集合」(吉田①, 90頁)、一言でいえば、所有客体に対する利用・処分等の決定である。さらに、この所有内容=意思決定は領域・水準・局面という3つの次元に分けられる³⁾。これは、今日における所有現象を内容包括的所有から内容分割的所有への転化という流れで捉えているからだ。

従来の所有分析の基本概念は所有主体と所有客体の二つですが、それに加えて「所有内容」という概念が必要になってきているのではないか。たとえば、資本主義社会で制度的保障のもとに経営参加する労働者は、当該企業の生産手段をいかなる意味でも所有しない

のか。あるいはまた、フランス社会党が構想するように、もし株式の議決権を奪い、株式会社を労働者の自主管理で経営したとすれば、配当を取得する株主は、いったい当該企業の生産手段を所有するのかもしれないか。これらの問いにはイエスともノウとも答えられるでしょう。つまり、この種の所有構造の分析のためには、一定の客体(たとえば生産手段)に対して、いかなる内容の自律的な関係行為(Verhalten)が制度上および/または事実上保障されているか、ということが問題になってくるわけです。一定の所有客体に関する一定の「所有内容」が問われてくるのです(吉田①, 85頁)。

この「所有内容」なる範疇を導入することにより、われわれはかの「所有と経営の分離」や「労働者の経営参加」に関して、新たな解釈を下すことができる。すなわち、内容包括所有と規定される一物一権的な近代的所有権が、株主権と経営権と労働者参加権とに分解して、法制上はともあれ事実上、一物多権的な内容分割所有が実現しているという解釈です(同, 85頁)。

以上、吉田の所有論を簡単に紹介してみた。彼がこのような所有論を唱えているのは、資本主義と社会主義とを問わず、現存社会の所有関係がかつてのような包括的所有を維持できなくなっており、したがって包括的所有観、あるいは彼の云う「私的所有の三位一体説」、を前提にした「私的所有としての資本主義」と「私的所有の廃絶としての社会主義」という体制パラダイムは、もはや有効性を失っているという認識からである。そういう意味では、彼の試みは所有関係の変化を敏感に反映したものといえよう。しかしながら、われわれはここに留まることは

- 1) 所有論には哲学的視点、感性的視点、意思決定視点からするものがあることを確認した上で、ここでは第3の視点、言い換えれば、社会構造論的範疇としての所有が取り上げられる。
- 2) 吉田の場合、客体に対する関係行為そのものは「管理」概念で括られ、「所有概念」は専ら関係行為の「可能性の集合」とされる。この用語法は、「所有範疇の射程をできるだけ広いものにしたい」という吉田の所有範疇に対する「一種の思い入れ」(吉田①, 92頁)のゆえだという。
- 3) 「決定領域」による分類は、法学的な使用・収益・処分、経済学的な生産・交通・消費、など(それぞれについてさらに細かい分類も可能)。「決定水準」とは、一般的・抽象的な方針決定から、より特殊化された中間決定、個別的・具体的な現場決定までの諸水準を指す。「決定局面」とは、発議・立案・協議修正・執行・監査など、問題提起から処理結果の検討に至るまでの諸局面を指す。

できない。なぜならば、彼の所有論は、包括的所有権が分節化することの意義を問うことなく、むしろそれを前提にして分節化した所有の分類に終始しているからだ。もっとも彼の場合、マルクス主義的呪縛から逃れるために、マルクスの所有論を相対化する必要がある、そのためまず所有の一般理論が求められた、という事情が存在した⁴⁾。

しかしながら、このような方法では、こんにち先進資本主義諸国の巨大企業に見られる、いわゆる「所有と経営の分離」の現代性が曖昧になる虞がある。先に引用したように、「内容包括所有と規定される一物一権的な近代的所有権」が分節化したからこそ問題なのであって、はじめから所有が支配の諸側面の総称であればなら問題ではない。

内容分割所有を前提にしているので、経営者が個々の株主の利害からある程度独立して会社経営に当ることも所有ならば、株主の配当請求や株主総会での議決権行使も所有とされるし、労働者の経営参加も所有になる。こうして会社経営に対する何等かの関与は、法的所有を媒介にしなくとも、すべて所有として括られるかぎり、所有と支配との関連は初めから問題にならないし、そればかりか実は所有を問題にすることの意義をも見失うことにもなるのだ。

そもそもわれわれが所有を問題にするのは所有それ自体が問題だからというのではない。われわれが問題にしたいのは、ある社会の物質的再生産過程における人と人との間の関係——こ

こでは支配関係——であった。しかしながら、第1に商品経済では、人と人の関係は商品所有者と貨幣所有者との間の合意に基づくギヴ・アンド・テイクの関係としてしか現象しない。第2に、資本主義社会でも基軸的な社会関係が商品—貨幣関係(労働力—賃金)で取り結ばれている以上、商品経済的なギヴ・アンド・テイクの関係を通さざるをえない。そのため、第3に、われわれの観念もそれを反映して、所有関係がまず存在して、然る後にそれに基づいて支配関係が展開されるものと受け止め、主体間の支配関係をも(商品)所有関係として、「所有に基づく支配」の問題として扱わざるをえなくなったわけである。資本主義社会でなければ、支配を問題にする際にまず所有の問題から始める、という迂路は必要なかった。所有がそれ独自で問題となることはなかった。初めから支配関係を問題にすれば済んだのだ。

吉田が所有の一般理論から始めるのは、実は、所有が支配に先行するという「所有に基づく支配」を、所有を前提にした体制パラダイムを前提としているからである。資本主義・社会主義パラダイムの終焉を唱える吉田でさえそのパラダイムを理論的に克服できないでいる。近代的所有権を相対化するのは容易ではないことがわかる。所有を主体、客体、内容という形式的基準で分類し、「所有の一般理論」(所有類型カタログ)を作成したところで、近代的所有権を相対化できはしない。包括的所有が綻びを見せながらも、なぜ所有を問題にせざるをえないか、まず近代的所有権の近代性を明らかにする必要がありそうだ。

4) 「所有構造に関するマルクス主義的呪縛から解放されて所有構造に関する自由な構想力を回復するには、マルクスの所有論を相対化する必要がある、そのためには各種の〈所有の歴史理論ないし特殊理論〉を統合しようような〈所有の一般理論〉がほしい。そしてそれは、所有概念の理論化・一般化を不可避とする」(吉田①, 87頁)。

3. 私的所有権の近代性

——観念性・絶対性——

3-1 近代的所有権の「観念性」と「絶対性」

川島武宜『所有権法の理論』によれば、近代的所有権はその「観念性」と「絶対性」によって他の歴史的有形態と区別される。

即ち、「観念性」とは、所有権は、所有権であるがゆえに互いに尊重されるのであって、対象物の現実的支配を必要としない、ということであり、「絶対性」とは、その支配が妨害された場合には、妨害者が誰であろうとも、返還ないし妨害排除を要求できる、ということである。この点を川島自身の叙述から確認しておこう。

近代法においては所有権は、その主体者の現実的支配の有無に関係のない・客体の観念的な帰属、すなわち物に対する支配可能性という観念的關係であり、支配の理由づけ、権原 title, Titel 自体にほかならない。言いかえれば、所有者は、所有者であるために現実的に所有物を支配している必要はなく、他人がこれを占有しようとも常に何のかわりもなく所有者なのである。この性質は、近代法においては所有権についてもっとも徹底的に承認されているのであるが、他の物権についても一定の範囲において承認されている。私はこれを仮に所有権の観念性、或いは物権の観念性とよびたいと思う（川島、94頁）。

近代社会においては、所有権は、ただ所有権なるがゆえに、ただそれだけの理由で、互いに尊重されるのであり、所有者がそれを現実的に占有しているかどうかによってその尊重の程度に影響するところがない（同、65頁）。このような所有権の観念性は制度的には物権的請求権においてポジティブに、また占有訴権

においてネガティブに現れる。

物権的請求権とは、「物権内容の完全な実現が何らかの事情によって妨げられている場合に、その妨害を生ぜしめる地位にある者に対し、その妨害を除去して物権内容の完全な実現を可能ならしめる行為を請求する」権利であって、つぎの二つの点においてきわめて強力な物権保護手段たるのである。第一に、それは、物権者が現実的に物を支配していたことを必要とせず、いやしくも、観念的に物権が存在するをもって足るのであり（観念性）、第二に、それは、いやしくも妨害をなす天下万人に対し主張され得るのであり、それゆえに時には、物権は無数に潜在的に存在するところの物権的請求権の総体である、とも観念される（絶対性）。すなわち所有権は、物権的請求権によって観念的であると同時に絶対的な権利たるのである（川島、94頁/傍点は原著者、以下同様）。

占有訴権も、物権的請求権と類似するところの・妨害排除を請求する権能であるが、それは権原としての物権に関係がない。それは物権的請求権とは逆に、現実的支配の事実そのものを理由とし、その事実を独立に保護するものであって、物権的請求権と対蹠的のものである（同、95頁）。

物権とりわけ所有権の観念性は、法解釈学においては自明の理とされているが、実際のところは決して自明なことではない。

第1に、物権的請求権は、一般には、物権の本質上当然に生ずる権利である、と了解されている。しかし、川島によれば、この観念性は、物権一般の性質から発するのではなく、「観念的でない現実的な物権の歴史的型態との対比において」（川島、95頁）初めて明らかにされうる物

権の特殊近代的あり方なのだ。

第2に、法律学の古典学説においては、物権の絶対性は、債権の相対性（債権は債務者に対してしか請求権を生ぜせしめないという性質）に対立するところの、物権・債権の分類に対応する当然の a priori として承認される。しかし、「これまた法解釈学上の〈構成〉であって、法社会学的には物権の絶対性もまた一つの歴史的存在でしかない」（川島、同上）。

これに対して、現実支配そのものを保護する占有訴権の制度は、物権の観念性をくっきりと映し出してくれる。

物権が物権的請求権によって保護されるということを自明視する立場に立つときには、物権という根拠を欠く単なる事実そのものを保護するところの占有訴権の制度は、はなはだ理解に困難なものとなる。……しかし、占有訴権の制度を、物支配の観念化した型態との相関において考察するときには、問題をより多く明るみに出すことができるのではないかと考える（川島、96頁）。

3-2 ゲヴェーレとの対比

以上のような理解を承けて、川島は占有訴権をゲルマン法のゲヴェーレを素材に考察してゆく。

ゲヴェーレの特徴は、権利が物の現実的支配から分化していない点にある。

ゲルマン固有法においては、物を事実上支配することはゲヴェーレ Gewere（或いは vestitura, investitura）と称せられる。ゲヴェーレはまた「権利の衣」だといわれる。しかし、それは、まず観念的に「権利」なるものが社会の法意識の上に存在しそれと対立する独立の存在としての「権利の外形」がゲ

ヴェーレとして意識されたということではない。ゲヴェーレは本来権利自体なのであり、ただそれを今日におけるように観念的に把握し構成しないで、外形的・事実に把握して構成しているのにすぎないのである。と同時にそこでは、事実支配そのものを権原からはなれて独立に保護しているのでもないのである（川島、97頁）。

動産に対するゲヴェーレは、動産を事実上所持するものがこれを有する。例えば、動産所持者が自己の意思に基づいて動産を手放した場合、とりわけそれを他人の支配に移した場合（寄託・貸与）には、その動産の返還請求は、彼が所持を任せた相手方に対してのみなされる。したがって、その所持を任された相手方が、その動産を約束に反して、他人に処分した場合においても元の所持者は現在の所持者に対し返還を請求できない。

すなわち、この場合の動産所持者の返還請求権は、彼が動産に対し第三者に主張し得べき「所有権」をもっていたことを理由とするのではなくして、ただ特定の契約当事者に対して「契約」関係に立っていることを理由とするものにほかならない（川島、98頁）。

また、動産が所持者の意思に基づかないで所持者の手を離れた場合、なかんずく盗まれた場合には、彼は現在その動産を所持する者に対し、（その者が直接に彼から盗んだか、それとも盗んだ者から譲り受けたかにかかわらず）返還を請求できる。

しかしそれも、言わば不法行為に対する救済の拡張である（争いは、手続上終局において侵奪者と回復者との争いに還元される）。すなわち、一般第三者に対抗し得べきような権利としての独立の物権を理由とするのではなく、

そこで問題となっているのは、盗まれた者の Gewere が盗んだ者の承継人の Gewere よりもつよいという、事実支配の相対的な対人的な比較なのであり、正当な所持から物が奪われたという物支配事実そのものを理由とするにすぎないのである（同上）。

不動産に関しても基本的には同様のことが当てはまる。

川島は、近代的所有権を物の現実的支配を離れて権利それ自体として認められることのないゲヴェーレと対比することにより、近代的所有権の観念性および絶対性が資本主義社会に固有であることを明らかにした¹⁾。

3-3 近代的所有権の「観念性」の基盤

では、このような私的所有権の特質は何によって齎されたのか。川島はこれを資本主義社会の基礎たる商品交換関係に求めている²⁾。かいつまんで言えば、こうである。

所有権は、さしあたり、外界の自然に対する人の支配であるといえるが、この支配が「所有権」として現実化するためには、その支配が「私のもの」というふうに諸主体者の間の対立関係

によって媒介されねばならない。言い換えれば、所有の私的性質が社会的モメントによって媒介されねばならない。つまり、私的所有権³⁾とは、「所有権を〈権利〉たらしめているところの社会的モメントが所有権から分離されその結果客体に対する支配がその現象型態においてはその社会的関係から一応捨棄されて独立に——すなわち〈私的〉なものとして——現われるところの、所有権の型態である。……私的所有権の歴史的型態は、一定の社会的諸関係のうちに、また一定の社会的諸関係として、存在するところのこの私的性質の一定の歴史的型態、また言い換えれば、社会的モメントと私的モメントとの分離の一定の歴史的型態、にほかならない」（川島、25頁）。

このような所有権における私的モメントと社会的モメントとの分離は、具体的には商品交換において現れる。商品交換は、それが暴力による奪取や人的支配関係に基づく献納のように「物」の外にある力によってではなくて、「物」の中にあるところの・物自身の価値のみによって行なわれる点に特殊性がある。それゆえ、交換は専ら物質的な過程として現れる——こうして商品交換社会においては、人間対人間の関係のすべての側面が物質的なものとして現れる（人間関係の「物」化）——。ところで、商品交換が専ら物質的な、したがって平和的な過程であるということは、交換が商品＝交換当事者

1) 「封建制社会は、物（特に土地）の具体的な利用の上に基礎づけられるところの、具体的な・特定人の間の関係である。そこでの支配的な財産たる土地は、具体的な・特定人の間の関係（領主と隷農、主君と家来、村落相互間）と不可分な一体をなしており、それは、資本制社会におけるように人的関係から切り離されたところの単純に物的な支配なのではない。土地支配と土地支配との交渉関係は常に特定の個人的な関係そのものであり、したがって、そこでは、人間関係が純粋な物と物との関係として現象する（即ち〈価値〉として現象する）ことを必然ならしめるところの物的関連が欠けているのである」（川島、103頁）。

2) 川島は、資本主義社会の基礎を商品流通一般に求めるパシュカーニスを批判しているけれども、他方で商品交換が全社会化するのは資本主義社会だけであることを踏まえた上で、近代的所有権の特質の起源を商品交換に求めている。

3) 川島の場合、所有権と私的所有権との区別、さらに私的所有権と近代的所有権との区別は明瞭ではない。後者に関しては本文でも紹介したように、私的所有権における社会的モメントと私的モメントの分離が商品経済の全社会化により徹底的になっている型態、と規定しているが、では近代的所有権とは区別された私的所有権がいかなる政治経済機構の下に存立しているのか、あるいはそもそもそのような私的所有権が一歴史社会に支配的な制度たりえたのか、疑問が残る。

の「意思」を媒介とすることを意味する。このことによって、第1に商品は、個人の「意思」の支配に服するところの私的な存在（私的所有権）となり、しかも第2に、その交換という社会的な過程は、この私的な「意思」を媒介とする独立の過程（契約）として私的な所有に対立し、よって商品の所有権の私的性質を独立させ、所有権を純粹に私的なものとして現象させる。これこそ、商品交換関係において必然的に成立し、また内在するところの、所有権の特殊な私的性質の根拠・構造である。

以上、要するに、商品交換が物自体の価値によって行なわれるという物質性が交換をして意思を媒介とする過程たらしめ、よって所有権の私的モメントを、その社会的モメントから遊離した私的所有権として独立せしめた。つまり、社会的モメントから遊離した私的所有権は、他者との関係とはかかわりなく、モノ自体に対する支配として主張されるようになった。これが川島の云う近代的所有権の観念性・絶対性の根拠である。

3-4 資本としての所有権

では、株式会社はどう位置づけられるか？

一言でいえば、先に見た私的所有権における私的モメントと社会的モメントとの矛盾・対抗関係を承けて発展した資本の型態、として規定されている。

この点をもう少し敷衍してみる。

資本制社会は、その再生産が全社会的な規模で商品交換関係によって必然的に媒介されている。単に流通において商品交換が普及しているばかりでなく、生産も労働力商品の売買に媒介されている。と同時に、資本は、商品のうちに端緒的に現れた私的モメントと社会的モメント

との矛盾・対抗関係をも背負い込むことになる。すなわち、資本制生産様式は生産の高度な社会的な様式であるが、他方、資本制生産関係の基礎をなす生産手段の所有権の私的性質は、この生産の社会的性質——個別資本の生産の側面では、協業的生産の社会性と、また流通の側面では社会総資本の再生産の社会性と——と矛盾する。この矛盾は、私的所有権の社会的モメントを代表する契約（労務契約）を媒介として解決される。資本は、法的には、「契約を媒介として運動するところの私的所有権」（川島、293頁）なのである。こうして所有権の私的性質は「資本制的に」止揚され、資本制生産の社会的な諸関係が現実化する。つまり、その再生産が商品交換関係によって必然的に媒介されている資本は、私的所有権に内在する私的モメントと社会的モメントとの矛盾・対抗関係を受け継ぎ、商品交換（法的には契約）を媒介にして、この矛盾を解決しつつ自己を発展させる関係にある⁴⁾。そして、資本としての所有権として、川島が挙げているのが、信用であり、会社であり、独占資本・金融資本である。

信用は、貨幣資本の融通を通じて個別資本の間を取り結ぶことによって、資本の社会性を押し進める。つまり、信用は、個別資本間に貨幣資本を移動させることによって、競争を通じた社会総資本の運動を完全にする役割を果たしている⁵⁾。

会社、なかんずく株式会社は、資本の抱える

4) 「要するに、資本というのは、生産力の歴史的発展段階としての一定の社会的生産に矛盾するところの所有権の私的性質が、内面的必然性をもって、契約をとおして展開するところの運動であった。だから資本の発展した諸型態は、諸々の契約をとおして実現されるところの、所有権の私的性質に内在する矛盾の解決の、すなわち所有の社会的性質の現実化の、諸型態である」（川島、292-3頁）。

両モメントを高次に媒介する機構である。例えば、同じ共同出資会社でも、合名・合資会社は、個人的資本所有者の単なる外的結合であり、会社それ自体が独立の所有主体とは認められていない。また出資者も持分を市場で容易に売買することはできない。これに対して、株式会社はもはや個々の資本所有者の外的な結合ではなく、独立の存在としての団体である。株式会社においては、資本は、独立の存在たる団体を媒介として完全に二重の存在に分裂する。資本は、まず第1に、独立の団体としての会社の現実的な資本として、直接的な私的所有でありかつ「擬制された個人」としての法人の個人的所有である。第2に、この会社の資本は、会社の人的団体関係をとおして、間接的に観念的に株主によって所有される。

独占および金融資本はこの資本所有の分裂をより一層進めるものである。例えば、共同計算の協定を含むカルテル（共同販売、利潤のプール計算）では、資本は「共有的支配における全体者の現実的具体的所有と、人的共同関係の反射としての各個別資本の観念的抽象的所有との二重関係に分裂する」（川島、305頁）。また、トラストでは、数個の資本が合併「契約」によって一つの株式会社に吸収され齊しく株主となり、

そのうち多数の株式を有するものが株主総会を通じて支配する。ここでは、先にカルテルでみた以上に所有が生産過程から遊離している。

ここでは、株式は、さきにものべたような意味での資本所有の重疊的性質に付加して、さらに、他の株主を支配することをとおしての独占的な資本所有という、さらに重疊的な所有型態となっている。いわば「株式会社の二乗」、所有権の三乗の型態（川島、306頁）。

独占が一層進行して、傘下株式会社の株式のみを所有する持株会社が登場すると、資本所有の生産関係からの遊離は頂点に達する。「資本は、株式会社の四乗五乗等々 n 乗、所有権の五乗六乗等々 n 乗の型態、として存在する」（川島、307頁）。

このようにして所有権における私的モメントと社会的モメントは資本の高次の型態によって媒介されつつ自己を維持発展させるのであるが、それは同時に所有が生産面からますます遊離することでもあった。川島はこの展開のうちに「所有と経営の分離」を位置づける。但し、なにゆえ「所有と経営の分離」なる現象が発生するかは詳しく論じられているわけではない。株式会社では必然的に生じる末端株主の経営からの分離の極端な例として、「信用の発達の結果として、無数の貨幣資本は金融機関（銀行・保険会社・信託会社）をとおして株式に投資され、その結果、……いわゆる経営者支配 management control の型態が現われる」（川島、303-4頁）とか、「巨大な社会的生産はもはや私的所有者による全生産物の管理を不可能ならしめ」（川島、307頁）、あるいは「金融資本の支配する諸資本の種類・範囲が巨大である結果、資本の配分は、特別の高度に専門的な知識と経験とを要する技術家の職能となり」（川島、310頁）資本の所有と

5) 実は、川島が信用に認めている社会的機能は単に個別資本の競争を支え社会的総資本の運動を完全にすることに止まらない。個別資本の運動が十全に展開される利潤率均等化傾向が確立することを以て、「個々の資本に属する利潤は、その個別資本が直接に占有するところの余剰労働によって決定されるのではなくして、社会総資本が占有する余剰労働に対し、個別資本が総資本に対する比例分にしたがってうける配当分にすぎぬものとなる」（川島、299頁）と結論する。しかし、これは利潤の配当化、あるいは利潤の源泉が生産過程にあることの消去を利潤論ないし利子生み資本論段階で規定することを意味し、擬制資本たる株式会社の意義、株式会社における貨幣資本と機能資本の分化の意義を不明瞭にすることになる。

生産の経営とは決定的に分離する、と述べているにすぎない。残念ながら、川島の関心は専ら近代的所有権の観念性を所有権における私的モメントと社会的モメントとの矛盾・対抗関係の発展から説明することに注がれ、株式会社及び「所有と経営の分離」の問題は両モメントの対抗関係の発展形態として済ませている。

4. 株式会社の過渡的性格

4-1 浅見による所有論批判

浅見克彦は私的所有権の近代性をその抽象性(観念性、法律性)において捉える。彼の言う「ブルジョア的所有の抽象性」とは、「所有主体と所有客体との関連が、主体への客体の観念的帰属(名義)として与えられるので、客体に対する主体の支配が単に抽象的可能性として保証されるのみで、その支配行為そのもののあり方が何ら具体的・実質的には規定されない」(浅見、21-2頁)ということの意味する。これは、言い換えれば、現実的支配を必ずしも要しない所有、純粹に権利として自立化した所有であり、川島の言う「私的所有権の観念性」と同じとってよい。但し、川島がその論拠を商品に内在する私的モメントと社会的モメントの矛盾・対抗関係の発展から説いたのに対し、浅見の場合にはブルジョア社会に固有の物象化の機構から私的所有権の近代性が説かれている点が異なる¹⁾。

なぜ物象化論なのか? それは従来の所有論

議を浅見が総括した末の結論であるから、まず浅見による所有論議の総括をみておこう。

浅見の念頭にあるのは、「(生産関係の)基礎」説と「(生産関係の)総体」説との対立——浅見の云う「竦み合い」——である²⁾。

「基礎」説によれば、生産手段の所有を生産関係の基礎と規定する。生産関係を歴史的に規定するのは、生産手段が誰の所有下にあるか、誰の処分下にあるかということである。

しかし、それでは、所有が「誰の処分下にあるか」という点でのみ、法律的所有でのみ捉えられていて、客体に対する主体の関係行為そのものを不問に付し、その法律的所有を以て生産関係を規定しようとすることになる。しかし、これは正に「土台—上部構造」論の転倒である。「総体」説はこの点を突いている。「誰が所有者か」は、基礎的な生産関係でないばかりでなく法律的な事柄にすぎないことを看破し、その根底にある生産諸関係へと目を移すべきことを正当に主張した。

ところが、旧説(「基礎」説)は、その核心を批判されたにもかかわらず、依然として生命力を保っている。なぜか?

実は、旧説は、実のところ法律でしかない所有が、現に社会的支配力を保証する基礎的關係であるかのように現われる、ブルジョア的所有の仮象に基づいている。だから、たとえ「土台—上部構造」論の原理の立場から転倒と批判されようとも、旧説は、自ら錯認している現実的事態にすがりつく途を残している限り、何であれ現に基礎的生産関係なの

1) 先の紹介にも明らかなように、川島に物象化論的理解が全く認められないわけではない。彼が近代的所有権における私的モメントと社会的モメントの分離の契機を富が商品という型態をとる点に求めている以上、物象化論的理解はむしろ当然と言ってよい。但し、彼の場合、それが意識的に追求されないうために、私的所有権と近代的所有権との二重の規定が生じている。

2) 浅見は、「生産関係の基礎」説の代表としてスターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』(大月書店、1968年)を、「生産関係の総体」説の代表としてシュクレドフ『社会主義的所有の基本問題』(御茶の水書房、1973年)を挙げている。

だから経済的なのだ、という逆転の論理によって、原理を現実にはきつつける形で一応自己了解できるのである（浅見，17頁）。

「総体」説による「基礎」説批判の限界もこの点にあった。

それ（「総体」説—引用者）は、スターリン的所有表象を法律的なものとするばかりでなく、ブルジョア的所有の存在様式に囚われて、所有は個別的・独自の関係としては常に法律的なものである、というように原理的にわりきり、結局、所有と呼ばれる独自の社会現象を議論の枠外に追いやってしまう。確かに、この立場は、所有を経済的に生産諸関係の総体として分析するが、それは、事実上所有の独自の問題を生産諸関係の名の下に解消するものであり、いかなるものであれそれが現に所有として独自の存在している構造を分析・展開した上で、旧説のいう通りそれが「基礎」的であるかどうかを論ずるといふ、批判の懐の深さをもち合わせていない（同上）。

要するに、「基礎」説と「総体」説の竝み合いとは、両説とも「法律でしかない所有が、現に社会的支配力を保証する基礎的關係であるかのように現われる、ブルジョア的所有の仮象」をそのまま鵜呑みにしているために、「法律でしかない所有が、現に社会的支配力を保証する基礎的關係であるかのように現われる」場を問題にしえなくなり、その結果、所有のもつ支配力を超歴史的なものとして生産関係を規定する基礎に据えるか、あるいは所有は「法律のものと」割り切って、所有問題を生産諸関係の問題に還元してしまうかの違いにすぎない。とすれば、両説の竝み合いを止揚する途は、かの「現れ」の構造を明らかにすることを措いて外ない。

しかも、法律でしかない所有は、単に社会的支配力を保証する基礎的關係である「かのように現われる」だけでなく、現に社会的支配力を発揮している。だからこそ基礎説は、その現実にしがみついているかぎりでは、一定の説得力を持ち続けることができるのだ。人と人との本質的な社会関係が転倒して単なる物と物の、超歴史的な関係として投影し、しかも当事者には「転倒していない」こととして受け止められ、その仮象に即した当事者の行動によってその転倒がより確実にされてゆく構造、これを明らかにするもの、すなわち物象化論である³⁾。

社会の物質的生活過程を、物象的関連と物象の自然属性が諸個人から独立して規制するならば、彼らはこの物象の支配を自然的必然としてそれに従うのみで、物象に対する主体の支配行為の様式を彼ら自身で社会的に規定することはできないし、またその必要もない。となれば、彼ら自身の主体的行為として残るのは、こうした物象的過程の産物の各人への帰属を観念的に承認することだけとなるわけなのである。この支配行為の具体的様式は、それを自然的な行為様式と了解する主体の物象的関連への従属でこそあれ、諸個人が自ら社会的に規定する所有の問題としては現象しないのだ。つまり、端的に言って、ブルジョア的所有の抽象性の根拠は、ブルジョア社会の物象化的編成構造なのである（浅見，23-4頁）。

また、このように主体の側に残るのが「物象的過程の産物の各人への帰属を観念的に承認することだけ」となれば、所有の問題は、客体に対する抽象的・形式的権利名義に限定される。

3) この点は高橋洋児『物神性の解説』（勁草書房，1981年）を参照のこと。

浅見がブルジョア的所有を「法律的に一面化された所有」(浅見, 27頁)と規定する所以である⁴⁾。

浅見にとって、ブルジョア的所有の構造を明らかにすることは、ブルジョア社会の物象化を段階的に追求することであり、同時にまた他の歴史社会では所有として現れながらブルジョア社会では法律的所有の蔭に隠れている「眠り込まれた所有=経済過程での主体による客体の意志的支配行為」(浅見, 63頁)を浮かび上がらせてゆくことでもある。

4-2 「法物神」の完成

こうして浅見は、ブルジョア的所有の構造を解明するために、『資本論』に即してブルジョア社会の物象化の階梯を一段一段登ってゆく。ここでは、『資本論』に即した浅見の物象化論を逐一追ってゆく必要はない。その要点のみを記しておく。

私的所有権の近代性——その抽象性ないし法律的な一面化——を規定する物象化の起点は、商品交換関係である。商品交換関係に媒介された資本が、資本の生産過程、資本の蓄積過程、資本の総過程とその規定性を豊富にするにつれ

て、生産過程における支配—従属関係、浅見の云う「基礎的所有関係」(浅見, 94頁)も物象化してゆく。すなわち、資本本来の規定性——生産過程における支配関係——が希薄化し(超歴史的な生産一般の問題に解消され)、資本に残る内実は徐々に資本価値の所有に限定されてゆく(資本物神の成立)。と同時に、それに照応して資本価値に対する法律的所有権が、所有名義が、剰余価値取得に対する社会的支配力として、また基礎的生産関係たる資本として現れてゆく(法物神の成立)。そして、このような物象化構造の極点として、株式会社が位置づけられる。

すなわち、株式会社においては、現実資本全体の統一性の要求によって、諸個人の私的所有の規定性から資本機能が必然的に分離する。加えて、資本の巨大化に伴う労働様式の組織化の進展は機能者と所有者を肉体的にも分離させる。こうした「資本の所有と機能」との分離により、所有者は資本名義だけで現実資本が生む利潤の分配に与ることができるので、その利潤は単なる法律的な資本所有権の果実=配当として現れ、株式は単なる配当請求権として現れる。さらに「配当の利子化」により、擬制資本価値をもった株式が、現実資本からも分離され、それ自体で配当という名の利子を生むことを社会的自然属性とする資本物神となる。それに照応して、株式それ自体または擬制資本価値に対する名義=法律的所有権が、価値増殖の根拠たる社会的支配力として、また基礎的生産関係たる資本として現れる。

このように資本物神と法物神の完成を株式会社に求めた浅見は、同時に、そこに「資本所有の潜勢的止揚」ないし「過渡的性格」を認めている。

4) 「(共同体社会では一引用者) 諸個人の労働、生産等の経済的行為は、あらかじめ共同体によって規定されている。この共同体による規定が社会的な共同意志の形成に媒介されている限りでは、この所有は経済的であると同時に法律的・政治的でもあり、経済と法律・政治とを統一的に含むもののだといわざるをえないのだ。こうした所有との対比では、ブルジョア的所有は、物象的過程の所産である客体の主体への帰属が、外的に侵害されないことを抽象的・観念的・形式的に保証するのみであるから、経済と所有の分裂の中にあるといえる。このように、問題の対照関係は、実は、法律的吗かどうかという点にではなく、法律的吗ではないかどうかという点にあるのだから、ブルジョア的所有は、法律的に一面化された所有というべきなのである」(浅見, 26-7頁)。

4-3 株式会社の「過渡的性格」

「資本所有の潜勢的止揚」といえば、通常、『資本論』解釈上からも（第3部第27章「資本主義的生産における信用の役割」）、信用による他人資本の利用あるいは株式会社における大株主の過半数ないし少数持株支配を念頭に、個人資本の否定や生産の社会化が想定される。しかし、浅見はこのような理解を採らない。というのも、「個人資本の止揚は株式会社だけのことではないし、〈生産の社会化〉は資本主義的生産一般の基本性格であって、何ら株式会社に独自なことではない」（浅見、160頁）からだ。浅見は、株式会社において完成する、生産過程からの資本の規定性の消滅にこそその過渡的性格を見出す。

株式会社では、所有と機能の分離に基づき法律的な株式所有こそが社会的支配力＝資本として現われるという「法物神化」が生じた。だが、これにより、専ら法律的株式所有に資本の規定性が与えられることになると、それとの対比においては現実資本の経済的過程における諸機能から資本の規定性が消失し、それらは労働過程一般、生産過程一般の諸機能として現われる。……そこで、現実資本から全く切断されて固有の資本として現われている法律的所有権＝「法物神」は、労働一般、生産一般に無縁でそれらを何ら規定しない単なる外被として現われる（浅見、158-9頁）。

しかも、この過渡的性格は単なる虚構ではない。第1に、資本の潜在的不要化は、たとえ転倒的仮象とはいえ、資本主義的生産様式自体が生み出す客観的なものであり、資本が自らを単なる形態性、外被として表示し自己批判する。第2に、資本所有と労働との対立を、資本主義的生産様式自身が直接に対立として諸個人に意

識させる点で、「自分自身を止揚する矛盾」である。

4-4 「所有と経営の分離」論批判

浅見の「所有と経営の分離」説やそれに対する伝統的批判に対する評価もこの「株式会社の過渡的性格」にかかわってくる。

「所有と経営の分離」論は、株式の法律的所有権こそ資本であり資本家の経営支配力の核心であるとする「法物神」の表象を自明の前提としているために、「法物神」の成立に伴って生ずる、現実資本からの資本の規定性の消失という仮象を見事に鵜呑みにしている。

これ（分離論——引用者）は現に経営に無縁な株式所有が資本として存在し、経営の成果を取得するという、転倒的ながら資本の規定性の痕跡を残している敵対性、形態性を捨象し、したがって客観的には過渡的性格の核心たるブルジョアの合理性の自己矛盾を隠蔽する資本主義弁護論である（浅見、174頁）。

伝統的マルクス主義も、「法物神」の仮象に囚われて、全く機能から分離された株式所有権に頑な思い入れをなすことで法律的所有権の規定性に経営支配という経済的内容を強引に押し込む概念の混乱を犯している。

すなわち、資本の支配力の掌握者は株式所有だという法律的所有権の全能視に基づいて、後者の経営からの分離は経営における資本の規定性の消失＝資本主義の消滅になってしまう、という論理を潜在的に抱えているが故に、価値増殖にこそ資本の基本的規定性を見出すべきことを忘れ、したがってまた経営で利潤が創出されてさえいれば機能なしで目的＝利得を実現できる資本所有者が経営から分離されうること、そしてその場合にも何ら資本

の規定性は傷つけられないということに思いあたらないのだ（同，170-1頁）。

確かに、法律的所有権が基礎的生産関係であるかの如く現われる「法物神」の仮象は、資本物神の名義が有する現実的な社会的支配力を根拠としている……。しかし、その転倒の権力がいかに現実的なものであっても、あくまでそれが生産過程、労働過程における支配—従属関係の物象化、物化、すなわち利潤創出を自然必然化している構造を基礎として存立している限り、この自らの基礎である現実資本の論理に対しては支配的規定性をもたらすはずもないのである（同，171-2頁）。

しかも、そのことによって伝統的マルクス主義は、先に挙げた、生産過程からの資本規定の消失、という株式会社の過渡的性格を対象化できないでいる。

それ（伝統的マルクス主義——引用者）は、資本所有者による経営支配に固執することで、「法物神」としての資本が経営一般にまったく外的な単なる外被として現われる「資本所有の潜在的止揚」の論理を否定し、もって客観的にはブルジョアの合理性の自己矛盾をイデオロギ—的危機へと展開する途を閉ざし、その自己矛盾を眠り込ませるコンサーヴァティヴな立論なのだ（同上，174頁）。

すなわち、浅見の「所有と経営の分離」をめぐる論争に対する評価は、両説とも、ブルジョア的所有こそ社会的支配力であるとする「法物神」を鵜呑みにして、その特殊資本主義性を対象化しえないばかりか、株式会社に現れる資本の規定性の消滅を過渡的性格として理論化できない、というものである。

4-5 小 括

以上、浅見の所論を追ってみた。ブルジョア的所有に関するかぎり、彼の主張は以下のように要約できる。

ブルジョア的所有の特徴は「法律的に一面化された所有」という点にある。これはブルジョア社会に固有の物象化構造に規定されたものである。すなわち、生産過程における資本—賃労働関係が物化して超歴史的な労働・生産過程に還元され、資本の規定性は単なる貨幣の所有に押し込められた結果、資本の所有それ自体が社会的生産物の支配力の源泉であるかの如く現れる法物神が成立する。したがって、ブルジョア的所有の解明は、この物象化構造の解明のうちに、他の社会では所有として現れた「基礎的所有関係」——生産過程における支配—従属関係——が眠り込まれ、所有が法律的に一面化する過程を追求することに外ならない。この方法によらないかぎりは、法物神を鵜呑みにしてブルジョア的所有のもつ現実支配力を超歴史的なものとし、所有を生産関係の基礎として据えるか、それとも所有の問題を生産関係一般の問題に還元してしまうかのどちらかに陥り、ブルジョア的所有の特殊歴史性を解明する道を閉ざしてしまう。

株式会社における「所有と経営の分離」の問題も同じである。従来の諸説は、資本の所有それ自体が社会的生産物の支配力の源泉であるかの如く現れる法物神を鵜呑みにしているために、一方では、株式会社において所有者＝株主が経営から離れていることを以て資本主義の変質を結論し、他方では、株式の相対的多数を根拠として経営支配を論じることで法律的所有に経営支配という内容を強引に押し込み、生産過程における資本の規定性消失の意義を見落としてい

る。しかし、この点にこそ「株式会社の過渡的性格」、あるいは「資本所有の潜在的止揚」が現れているのであった。

こうしてみると、浅見の所有論は、ブルジョア的所有の特殊歴史性、およびそれが「法物神」に支えられていることによって必然的に齎されるブルジョア的所有理解をめぐる対立の構図を見事に解き明かしてくれた、といえよう。それは、川島が所有権における私的モメントと社会的なモメントの矛盾・対抗関係の展開という視角から説明してくれたものよりも、ずっと明解である。川島の場合には、私的所有権の観念性の根拠に据えた両モメントの母胎である所有権が、それ自体、無規定なままに止まり、所有権、私的所有権、近代的所有権の間の差異と関連に不明確なものを残し、かつ「所有と経営の分離」の発展も両モメントの対抗関係から単直線的に説かれていた。これに対し、浅見の場合には、その根拠をブルジョア社会に固有の物象化構造に特定し、よって資本物神の発展と法物神の発展との相互媒介関係にまで踏み込んで、ブルジョア的所有の観念性の形成が追究されている。

さらに、浅見は株式会社に資本所有の、あるいは資本主義の潜勢的止揚を認めている。しかし、この点はなお検討を要する。

既に見たように、浅見は、資本物神、法物神の成立による「生産過程からの資本の規定性の消失」を以て、「株式会社の過渡的性格」あるいは「資本所有の潜在的止揚」を主張している。しかしながら、浅見の云う「生産過程からの資本の規定性の消失」は、資本が自らの潜在的不要化を表示し、資本—賃労働関係を直接に対立として諸個人に意識せしめるのであろうか？むしろ、それは、資本を貨幣所有に閉じ込めると同時に、生産過程における資本—賃労働関係、

浅見の云う基本的所有関係を超歴史的な労働・生産過程に還元し、よって資本主義的生産システムを人間社会に普遍的な機構として現象せしめるもの、あの三位一体的定式ではなかったか？これによって、資本は自身の潜在的不要化を露呈するどころか、むしろ開き直って自己を主張できるのではないか？「生産過程における問題（労働強化、労務管理等）はどんな社会にも要求される生産性、効率の問題だ」、あるいは「現存の社会主義諸国を見よ。計画経済の失敗に鑑み、こそって私的所有やインセンティブ（利潤動機）を導入しているではないか？」。生産過程から資本の規定性が消失してしまえば、剰余価値の生産に関する問題は単に生産性、効率一般の問題にすり替えられるし、資本—利潤（利子）は専ら資源配分の問題に還元されるのだ。

したがって、物象化の極致として、資本が生産過程から規定性を失うということは、資本が生産過程に対して支配力を失うということではない。それは、生産過程における資本—賃労働関係が労働・生産過程における管理一般になると同時に、資本所有と生産との関係は資源配分の基準とその生産的消費との関係に還元される、ということであって、「所有に基づく支配」はむしろ完成するのだ。

では、株式会社は過渡的性格を有さないのか？

そうではない。株式会社は、一方では、生産過程から遊離した資本所有を創り出すことで「所有に基づく支配」イデオロギーを完成させつつ、他方では、正に、現実資本と株式証券資本とに資本を二重化させ、所有と経営との「人格的」分離を齎す。

すなわち、資本の二重化は、必然的に経営に

参加する資力も意思もない、配当や売買益を期待するだけの所有者を生み出す。もちろん、他方には、末端株主から集めた資金を自己資金に加えて経営を掌握する相対的に大きな株主がいる。所有と経営は人格的に分離せざるをえなくなる。もともと、これは、過半数持株支配ないし少数持株支配であるから、「所有に基づく支配」は揺るがない。

株式会社の過渡的性格はこの二面性にこそある。すなわち、株式会社は、資本の二重化を果たすことによって、「所有に基づく支配」イデオロギーを完成させつつ、所有と支配との人格的分離にも踏み出してゆく。

5. 株式所有の本質

前節では、株式会社一般論次元で「所有と経営の分離」を論ずることはできないことを確認した。最後に検討する青木孝平「株式所有の法的構制」は、法社会学の立場から、株式所有の法的本質をめぐる理解の対立自体が近代法パラダイムに収斂しえない現代資本主義のありようのイデオロギー的象徴である、と主張する。

5-1 属人説批判

青木は従来の所有論議を所有の属人説的理解というドグマに陥っていると総括する。すなわち、「所有と経営の分離」論もそれに対する伝統的批判も、自然人たる資本家が生産手段に対する私的排他的所有によって社会の全機構と支配を規定する、という所有の属人説的理解に立つて、近代的所有権ないし資本主義的生産関係の存続・崩壊を論じている。

しかし、青木によれば、近代的所有権は脱属人性にこそその特徴がある。少し長くなるが、

青木の叙述を引用しておく。

そもそも資本主義という社会システムは、生産手段を独占的に所有する属人的支配者（窮極の権力）の存在を基礎にしなければ存立しえないものであろうか。／むしろ近代的所有権とは、生産手段であろうと消費対象であろうと、それが商品経済的な譲渡・交換を通じてのみ獲得される脱属人性・流動性にこそ、私的自由・絶対性と観念性の根本的根拠があったはずである。資本主義とは、かかる商品形態的な所有権が生産過程まで包摂するところに成立するシステムであり、そしてこの包摂が実現するためには、土地の所有と切り離すことで労働力に独立した所有と法的主体性を付与し、労働力と生産手段が商品形態的な購買を通じて絶えず資本の生産過程で結合されるメカニズムが保障（され？）さえすればよい。すなわち個々の生産手段がだれによって所有されようと、またその生産過程がだれに管理されようと、ひとまず生産手段と労働力が各々商品として流通するコードがシステムとして存在すればよい。／つまり資本主義における所有とは、文字通り労働力の商品化によって汎通化した商品経済的な社会連関の項であり、近代法秩序とはこの諸連関の結節を実体的に錯認し、まず人の物に対する無制限で全面的な支配（使用・収益・処分）を「所有権」として先在化させ、しかる後この所有者が契約的な社会関係に入るものとして構成する、主客の顛倒したイデオロギーでしかない。〈だれが生産手段を所有するかが生産関係を規定する〉というマルクス主義のドグマは、かかる逆立ちした近代の自然法的社会観を、マルクス解釈のなかに密輸入したものとすべきであろう（青木③、13-4頁）。

では、いわゆる「所有と経営の分離」はどのように理解すべきか？ 青木によれば、「株式会社制度においては、法イデオロギー上、所有と経営の分離が起こったとしても、なんら不思議はない」（青木③、14頁）。それは資本主義的秩序の崩壊を意味するのではなく、資本までもが商品化される「商品経済的な所有制の徹底形態、すなわち金融資本的秩序を表現するものにほかならない」（同上）。つまり、資本そのものが商品化されるためには、同一の資本が、一方で現実資本たる機能資本として、他方でその収益の配分に与る株式資本証券として、自己を二重化するしかない。「所有と経営の分離」といわれる事態は、「この資本分節の“人格”的表現にすぎない」（同上）。もちろん株式所有が、単なる貸付ではなく、「資本の商品化」であるためには、たえず現実資本自体の運用をコントロールできる可能性が、株主総会における議決権という形で、保持されなければならない。

かかる資本自身の二重化と同一性、法的に言えば〈所有と経営の分離〉と〈所有による支配〉がシステムとして貫徹されるかぎり、現実資本たる会社法人の経営権をだれに委ねるか、そしてまた株式資本の人格化たる株式所有権のトレーガーをだれが掌握するかは、生産関係の根幹に触れる問題ではない。／株式資本が会社資本と連携して、労働力の再生産過程に外的に自己運動していれば、この物象化された構造連関としてのシステム自身が、たえず所有主体を二重に特定化して諸個人の表象に実在的に凝固せしめていく（青木③、15頁）。

冒頭の引用より既に明らかなと思うが、青木の属人説批判の重点は、自然人を究極の支配者として想定することの批判にあるのではない。

したがって、「会社それ自体」説（北原勇）も基本的には属人説と同じ評価を受ける。すなわち、かつて自然人所有者に排他的所有権を帰属させたのと同様に、「会社それ自体」のうちに、所有・経営・支配の全一的な権利の集中を認めている。それは「株式会社における資本の二重化の人格的表現たる所有権の分節の意義を失念し、近代市民法パラダイムにおける自由・絶対の包括的な所有権観念へと回帰するものでしかない」（青木③、17頁）。

要するに、青木の所有権理解は、属人説に対するいわば「属地位」（青木③、26頁）説であり、究極の支配者が包括的所有権を有するという所有の実体視に対する所有の関係説的理解なのである。

さらに、究極の支配者—包括的所有権という理解に批判的な青木の問題関心は、複数の所有権間の対峙へと向かう。具体的には、民商法学における株式所有の本質をめぐる論争に立ち返って、複数の株式所有権による支配へ向かう。

こうしてわれわれは、会社自身を一個の所有主体としてひとまず認定しつつ、しかもそれを、古典的な包括的所有権概念でなく、複数の株式所有権による支配との矛盾的關係において問う、という問題構制に帰着する（青木③、17頁）。

5-2 株式所有の法的本質をめぐる論争

青木の要約によれば、法学の領域ではかねてより株式所有の法的本質をめぐる論争がある。すなわち、株式所有の法学的な本質は、企業財産に対する物権なのか、債権なのか？

物権説は、自然人以外には法律行為の主体を認めない立場から、株式所有を個人による物権的な持ち分権と捉える。しかし、それと同時に、

株式会社は、合名・合資会社と同様な、個人資本の結合になり、株主の非譲渡的な無限責任や企業の分割請求権を認めざるをえなくなる。これに対して、債権説は、株式会社の財産の所有能力を会社それ自体にも認め、株式を持ち分ではなく、会社に対する債権であると理解する。しかし、株式所有を債権と理解するならば、投資資金の返還請求権や企業利潤があがらない場合にも利子請求権を認めなければならない。

そこで、株式所有を、会社（社団）の資産の一定部分の引き受けにより、その割合によって取得される社員権と規定する理解（社員権説）が登場した。社員権とは、会社の獲得する利益に対し割合的に参加する権利であると同時に会社の議決に割合的に参加する権利である。そして、これらの権利が貨幣によって取得される証券に結びついているがゆえに、株式所有は譲渡可能な財産権でもある。こうして物権説、債権説両説の難点をクリアした社員権説は、民商法学説の通説的地位を獲得した。しかしながら、社員権は、それが、企業財産に対する収益権と経営に対する支配権能を包括する、きわめて幅の広い概念であるだけに、その内容の理解が議論的となる。例えば同じ社員権に含められていても、議決権のような共同管理権（共益権）と利益配当請求権のような単独権（自益権）との質的差異および関連が問われることになった。また、株式会社における人的要素の後退という現実も社員権説に疑問を投げかける。

社団とは人の集まりである。社団が挙げた収益は最終的には社員（株主）に配分される。ところが、今日では、一方で株式の機関所有、法人所有の比率が高まり、他方において企業の内部留保も進んでいる。そうすると、このような企業の自立化（オートノミー）に関しては、株

式会社を人の集まりである社団（株式所有は社員権）と理解するよりも財産の集まりである財団と考えた方が都合がよい面もある。財団説の登場である。但し、通常、財団といえば非営利財団だが、ここでは営利財団法人と理解される。株式投資が民法上の公益財団の形成（寄付行為における拠出）に擬制される。しかしながら、企業を財団とみなすかぎり、企業の実体は単なる物財に等置され、企業が現実には資本として機能している側面は理論的に抜け落ちてしまう。

以上、株式所有の法の本質をめぐる論争を追ったうえで、青木はこれを「現代資本主義そのものの変貌の見事なイデオロギー的表現である」と総括する。

株式所有は、単一の現実機能資本を複数の資本証券として商品化せしめるシステムであるため、大株主を基準にした社員権説の言うような、企業支配とぴったり一体のものではないし、また群小株主の当事者感覚たる債権説のような、単純な貨幣資本貸付でもない。むしろ、19世紀末の古典的帝国主義においては、〈所有による支配〉がそのまま自然人株主に人格化され貫徹する社員権説が優勢になるし、逆に20世紀初頭以降の“資本家のいない”現代資本主義現象のもとでは、〈所有と支配の分離〉に立つ債権説と財団説がそれなりに妥当してみえる。／だが繰り返すまでもなく、かかる法的構制は実体的諸要素でなく、現実の資本主義的生産関係（構造）の諸結節、諸局面を実在的に顛倒して表現したものに他ならない。重要なことは、かかる株式所有学説の“ゆらぎ”自体を、原理的な資本主義の〈物権-債権〉モデルのいずれからも逸脱した株式資本のダブルバインドとして正当に位置付け、資本主義の構造変動そのものがいかに醸成し

ていくつかの論理的プロセスを再構成してみせることである（青木③、29頁）。

では、いわゆる「所有と経営の分離」、あるいは先の株式所有に関する論争でも問題となった会社法人の自然人からの自立化傾向はどう位置づけられるべきか？

青木はこれを株式を所有する複数の法人の間の所有と支配のネットワークと位置づける。

現代における資本の匿名化はまさに、多国籍企業を代表する多様なインタレスト・グループ、企業集団との関連で把握されなければならない。／すなわち現代会社法人の脱属人化は、企業自身の財団化や株主の債権者化という孤立した事象ではなく、まさに現実資本の経営権を掌握し支配する株式の所有が、別の「法人」ないし「機関」の手に移ったことにこそその核心があるのではなからうか。実際今日顕著な、親会社と子会社・関連会社における金融寡頭型の法人による法人の支配のヒエラルキーは、株式会社社団を構成する主要社員が別の社団自身によって担われることで形成される。また会社相互の株式持ち合い、共同出資などによって、社団法人の間の相互支配と相互承認にもとづく巨大な企業結合が行なわれる。それらにおいては、法人相互の壮大な所有と支配のネットワークを通じて、同時に社長会・経営者会議といった機関集団が形成され、事実上法人集団を代表する属地位的な支配の役割が付与されることは、言うまでもなからう。／かかる法人体間の多様な株式所有関係の連鎖とそれにもとづく支配の組織化と複雑化こそが、現代所有論の要諦をなす（青木③、25-6頁）。

5-3 小 括

青木の主張は以下の3点に括れるであろう。

第1に、所有の属人説批判、あるいは資本主義における所有の関係説的理解。つまり、資本主義における所有とは、労働力商品化によって汎通化した商品経済的な社会連関の項であって、個々の生産手段の所有者を問わない、という匿名性、脱属人性をこそ特徴とする。したがって、究極の所有者が包括的所有権を持つという所有の属人説的理解は、商品経済的な社会連関の項たる所有を実体的に錯認したものにすぎない。

第2に、株式所有は近代的な〈物権—債権〉パラダイムに納まりきれないこと、すなわち株式会社は原理的に規定できない、ということである。その意味で、株式所有の法の本質をめぐる論争自体、「近代法のパラダイムに収束しえない現代資本主義のありようの、イデオロギー的象徴である」（青木③、2頁）ことが明らかにされた。

第3に、このような所有の関係説的理解から現代における「所有と経営の分離」や会社法人の自然人所有者からの自立化傾向を位置づけている。つまり、株式会社における「所有と経営の分離」は、資本主義的秩序の崩壊を齎すものではなく、あらゆる物（資本までも）を所有客体として飲み込むという点で、商品経済的な所有制——すなわち「社会連関の項」——の徹底形態である。資本自体が商品化するには、資本は現実資本と株式資本証券とに自己を二重化せざるをえない。いわゆる「所有と経営の分離」なる事態は、この資本二重化の人格的表現——「資本分節」に対応する「所有権の分節」——にすぎない。また、会社法人の自立化傾向も、法人間による複数の株式所有関係の連鎖とそれに基づく支配の組織化・複雑化として、具

体的には、多国籍企業や企業集団にみられるような、法人間の所有と支配のネットワークとしての関連でのみ捉えられうる、と主張している。

このように括ってみると、青木の所有論は、株式会社の二面的性格、青木の云う「ダブルバインド」を明らかにしていることがわかる。すなわち、株式会社は、資本をも商品化しているという点では、商品経済における社会的連関項たる「所有に基づく支配」の徹底といえる反面、構造的には資本の二重化という形をとらざるをえないために、近代的パラダイム——法的には〈物権-債権〉パラダイム——をはみ出すことになる。このような二面性にこそ株式会社の歴史的意義がある。いわゆる「所有と経営の分離」なる現象も、このような株式会社の二面性を考慮して、位置付けられなければならない。

このことは、われわれが先にみた川島や浅見では満たされなかった点である。両者とも、私的所有権の一般規定の延長線上に株式会社を位置付けていた。川島の場合には、所有権の私的モメントと社会的モメントとの分離と相互媒介の運動の果てに、私的モメントを最も高次の社会性において実現する資本として、したがって私的所有権の完成として、株式会社が位置付けられていた。浅見の場合には、ブルジョア社会における物象化構造の極致として、生産過程からその規定性を失い、生産過程に対するその外被性を露呈したのものとして、株式会社が位置付けられていた。しかし、このような位置付けでは、株式会社は資本主義のなかにスッポリ収まってしまい、その過渡的性格は逆に不明確になる。すなわち、われわれが、経営に参加できない株主の位置付けや経営者による経営の掌握の位置付けに困惑しているのは、株式会社の二面性のゆえなのである。この点を青木は民法

学における株式所有の法的本質をめぐる論争を題材にして明らかにしてくれた。

他方では、青木の所有論に関しては、次の点を確認しておかなければならない。

青木の場合、いわゆる「所有と経営の分離」なる事態や会社法人の自立化を、株式会社の二面性から直接規定している。すなわち、「所有と経営の分離」は、資本の二重化（資本分節）の人格的表現（所有権の分節）と規定され、会社法人の自立化は、株式会社に必然的な複数の株式所有の連鎖として押えられる。

しかしながら、いわゆる「所有と経営の分離」を株式会社一般から説くことができるとすれば、「所有と経営の分離」の今日性は見落とされることになるであろう。青木も云うように、株式所有は単なる債権ではない以上、資本の二重化は「所有に基づく支配」によって統一されざるをえない¹⁾。過半数持株支配ないし少数持株支配である。先に4-5で触れたように、株式会社は、その二面的性格によって、一方では所有と経営の人格的分離を齎すが、それはあくまで人格的分離にとどまり、他方では、資本はその所有自体によって、利子を齎すかのような現れ（「資本-利子」範式）を成立させ、「所有に基づく支配」を完成させる。われわれが問題にする「所有と経営の分離」はこの先にある。それは、単なる株式会社一般論からではなく、株式会社の二面性に規定されつつも、現代資本主義の成立によって構造的に規定されている、とわれわ

1) 「株式所有が単なる貨幣の貸付（債権）でなく、資本そのものの商品化であるためには、配当請求権にとどまらず、たえず現実資本自体の運用をコントロールできる可能性が保持されなければならない。それゆえかかる所有の二重化は、株式多数制による株主総会とそれによって選任される取締役会・代表取締役といった会社機関の設置権、つまり〈所有による支配〉として法形式上統一されねばならない」（青木③、15頁）。

れは考えている。

6. むすびに代えて

われわれは目の前にある「包括的所有権のゆらぎ」をどのように位置付けるかという問題意識から出発した。まず、近代的所有権の特殊歴史性をその観念性に求めた。すなわち、近代的所有権は、それが所有権であるがゆえにただそれだけの理由で尊重されるのであって、対象物の現実的支配を要しないという点で、他の歴史的所有形態と区別される。この点は、川島が他の歴史形態、現実的支配を離れて所有を主張できないゲヴェーレとの対比で明らかにしてくれたし、浅見が資本主義における資本物神の形成と法物神の形成として明らかにしてくれた。

さらに、株式所有は近代的な〈物権—債権〉パラダイムには納まりきれないこと、それは現代資本主義そのものの変貌の見事なイデオロギー的表現であることを、青木が株式所有の法的本質をめぐる論争をフォローしたうえで明らかにしてくれた。

そして最後に残ったのが、今日における「所有と経営の分離」、あるいは会社資本の自立化（オートノミー）であった。しかしながら、これらは、浅見のいうように株式会社一般に現れることでもないし、またそこから「株式会社の過渡的性格」を直ちに導けるものではなかった。また、青木のいうように、資本主義における所有は始めから多様に分節化するものであって、その意味で「所有と経営の分離」という事態は「商品経済的な所有制の徹底形態」である、ともいえない。むしろ、包括的所有の分節化はきわめて今日的であって、その要因を株式会社形態一般に求めることはできない。近代的所有権の包括性とその分節化の関連、時代的な位相関

係として解き明かされるものである。設定された課題は課題として残った。他日を期したい。

参 考 文 献

- 青木孝平 ①『資本論と法原理』、論創社、1984年
 ②「法的関係としての所有——初・中期マルクスの所有権観——(上)(中)(下)」、早稲田大学大学院「法研論集」、第38～40号、1986-7年
 ③「株式所有の法的構制(1)——現代資本主義と財産権のプロブレマティーク——」、同、第45号、1988年
 ④「信用法システムの構造と機能——株式所有の法的構制(2)——」、同、第46号、1988年
 ⑤「金融資本と会社法のティポロジー——株式所有の法的構制(3)——」、同、第50号、1989年
 浅野 敏 『個別資本理論の研究』、ミネルヴァ書房、1974年
 浅見克彦 『所有と物象化』、世界書院、1986年
 有井行夫 「現代資本家論とマルクス的人格・所有理論」、『金融経済』、第187、188号、1981年
 奥村 宏 ①「〈所有論〉ノート」、『証券経済』、第135号、1981年
 ②『法人資本主義——「会社本位」の体系——』、御茶の水書房、1984年
 川島武宜 『所有権法の理論』、岩波書店、1949年(新版、1987年)
 北原 勇 『現代資本主義における所有と決定』、岩波書店、1984年
 柴垣和夫 「いわゆる法人資本主義についての覚書——国家独占資本主義論との関連で——」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』、第33巻第5、6号、1981年
 須藤 修 ①「株式資本と資本の自律化」、伊藤誠・桜井毅・山口重克編『利子論の新展開』、社会評論社、1984年
 ②「資本のオートノミーと権力の正当性——法人企業の組織と行動」、『経済評論』、1984年9月号
 ③「利子生み資本と資本制市場の拡充」、廣松渉編『資本論を物象化論を視軸にして読む』、岩波書店、1986年
 松井和夫 「現代アメリカ金融資本研究序説——現代資本主義における所有と支配——」、文眞堂、1986年
 松尾秀雄 ①「〈利子生み資本〉と株式会社」、前掲『利子論の新展開』
 ②『所有と経営の経済理論』、名古屋大学出版会、1987年
 森 泉 『株式会社制度』、北海道大学図書刊行会、1985年
 山本哲三 「株式会社と金融支配」、『早稲田商学』、第330

号, 1988年

吉田民人 ①「資本主義・社会主義パラダイムの終焉
——所有論の再建を求めて——」, 『創造の世界』, 第
28号, 1978年

②「所有構造の理論」, 『基礎社会学』, 第IV巻, 東洋
経済新報社, 1981年